

1 開催概要

(1) 開催日時

令和4年10月25日(火) 15:00～16:50

(2) 開催場所

WEB会議

(3) 出席者(五十音順、敬称略)

- ・ 伊藤 志麻穂
(広島市西区障害者基幹相談支援センター センター長)
- ・ 坂原 立朗
(広島司法書士会 常任理事)
- ・ 神野 礼斉
(広島大学大学院人間社会科学研究科 教授)
- ・ 高野 正徳
(安芸区厚生部 部長)
- ・ 手島 洋
(県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師)
- ・ 中田 恵
(安芸区厚生部地域支えあい課 地域支援担当課長)
- ・ 原本 明美
(公益社団法人広島県社会福祉士会 理事)
- ・ 増田 幸枝
(医療法人比治山病院 医師)
- ・ 松本 亮
(広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員)
- ・ 三好 典子
(広島市観音地域包括支援センター センター長)
- ・ 村木 一雄
(社会福祉法人広島市社会福祉協議会生活支援課 課長)

(4) オブザーバー

広島家庭裁判所

(5) 広島市関係課(事務局)

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〃 障害福祉部障害福祉課

〃 障害福祉部障害自立支援課

〃 障害福祉部精神保健福祉課

広島市社協 生活支援課

(6) 傍聴人

1名

2 会議録

- 【議題(1)】 第1回地域連携ネットワーク推進会議で出された意見等への対応について
【議題(2)】 第二期成年後見制度利用促進基本計画と本市の取組について
【議題(3)】 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークについて
資料1、資料2、資料3-1及び資料3-2を用いて事務局から説明。

伊藤構成員

地域連携ネットワークにおける機能について、権利擁護という視点が非常に大切であると理解している。地域連携ネットワークの機能を強化するための広島市の取組の中で、意思決定支援について共通認識を持つことができるような機会があれば良いと思うので、専門職に対する研修等に取り組んでいく必要があると考える。

事務局

専門職が意思決定支援について共通認識を持つことは大切であると考えている。こういった形で実施できるのか考えていきたい。

坂原構成員

広島市成年後見利用促進センターが設置されて1年が経過したが、運営に当たっての問題点等について、センターと市が話をしたことがあるか。

事務局

センターが実施している地域ケア会議等に専門職を派遣する講師派遣制度の実績が1年間で0件となっている。先日ある団体が地域包括支援センター及び障害者基幹相談支援センターに対して行ったアンケートの結果、制度の認知度が低いことが分かった。現在、解決策についてセンターと話をしているところである。

坂原構成員

是非、積極的な制度の周知をお願いしたい。

- 【議題(4)】
市社協、広島家庭裁判所との意見交換会を踏まえた今後の市民後見人の養成について
資料4-1及び愛量4-2を用いて事務局から説明。

松本構成員

資料4-1の2(2)の下線部分について質問する。下線部の事項を確認したとあるが、誰が確認したのか。また、市民後見人の受任形態については複数後見が原則であるという意味か。

事務局

下線部にあるような方向性で事業を実施していくことを本市、市社協、広島家庭裁判所の三者の間で確認したものである。市民後見人の選任については、当面は単独ではなく複数で選任するという意味である。

松本構成員

市民後見人に後見監督人を選任することはないということか。

事務局

単独受任に移行する前に、市民後見人に対して後見監督人を選任することは基本的に考えていないということである。

坂原構成員

単独受任への移行検討の判断基準は選任実績が十分に積まれた時ということであるが、具体的にどのくらいの実績なのか。

事務局

具体的な選任件数等は考えていないが、今後選任実績を積み上げる中で各関係機関と協議しながら考えていきたい。

坂原構成員

市民後見人候補者の方全員が問題なく受任実績を積まれていくことをもって十分ということか。専門職が後見等業務を実施していても困難事例に当たることがあるので、市民後見人の受任に当たっては市民後見人に対するフォローをしながら進めていくことが重要であり前提だと考えている。資料4-2にも、市社協が関与していないケースに市民後見人を単独受任させることへのハードルが高い旨の記載があるが、そのハードルを上げ過ぎていると思う。中核機関で市民後見人をフォローする体制をしっかりと整えることで、市民後見人の方に安心して活動してもらえるような環境を作るための議論をこの場でしたいので、どこまで実績を求めるのか気になる。そもそも市民後見人が受任する案件で困難ケースはないはずであるから、実績のハードルを上げ過ぎる必要はない。広島家庭裁判所の意見はいかがか。

広島家庭裁判所

具体的な件数等は現時点で考えていないが、広島市では市民後見人として選任された方が2名しかいないということもあり、市民後見人の方がどのような活動をしているかまだ十分に把握できていない。今後選任実績を増やす中で、センターによる後見人支援体制が充実するなどして単独受任への移行の見極めができれば単独受任が実現すると考えているが、実現がどの時期であるか、どのくらいの実績を積む必要があるのかについて具体的なことは明言することはできない。

三好構成員

後見業務が安定した時点で専門職等が辞任して単独受任を実現するとあるが、安定というのがどのような状態をもって安定とされるのか。また、専門職のケースに市民後見人を追加選任する際の条件があれば教えてほしい。

事務局

安定の判断基準については今後、関係機関と協議しながら考えていくことになるので、現時点で具体的なことは明言できない。

追加選任の条件について広島家庭裁判所から何か意見があるか。

広島家庭裁判所

一般論としては必要があれば追加選任するということであるが、具体的に財産がどのくらいあるかなど明確な基準があるわけではない。ただ、実情として報酬を支払う一定の能力がある方を対象として検討することになるのではないかと考えられる。

手島構成員

意見として申し上げる。市民後見人候補者が多くなってきている中、市民後見人として更に活用していくという方針を掲げられたのは前向きで非常に喜ばしいことだと思う。ただ、実現していく上で様々な事項を検討していく必要があると思う。リレー方式と2段ロケット方式の検討をされているが、対人援助である以上、リレー方式だと市民後見人には相応の力量が求められるだろう。2段ロケット方式で本人との関係性を作った上で独り立ちをさせる方がより馴染みやすいと思うが、だからといってリレー方式を否定するわけではない。重点を2段ロケット方式に置きながらリレー方式も視野に入れていくような形で進められたら良いと思う。広島市市民後見人養成事業に関わっている中で感じることは、市民後見人候補者の方は、前職等で制度や対人援助に関わってきた方やその経験がない方、活動できる時間帯がそれぞれ異なる等、実に様々な方がいらっしゃることである。このことから、何かの仕組みに当てはめていくのではなく、ケースバイケースで対応していくという形を許容しながらやっていくのが現実的であると思う。安定の認識の差についても、本人が置かれている状況と市民後見人候補者の力量次第であり、ケースバイケースであるから、何をもって安定といえるかの基準を設けることは現時点で難しいと思っている。そのため要素を考えた方が良い。要するに検討すべき要素を並べて、それぞれ条件を満たしているかを考えるやり方が良いのではないかと思う。このようにケースバイケースで考えていかなければならない中で、専門職の後見業務活動にもそれぞれ開きがあると思うので、安定の判断にいろんな人が関与するよりは、三士会それぞれに安定の判断をする担当を1人決めておくなど、共通の判断ができるような窓口となる人がいれば良いと思う。

なお、これまで申し上げた内容は、あくまでも積極的な事業取組方針がある上でより上手く事業推進していくための手段であり、市社協による丁寧なバックアップが行える体制が十分整っていることを前提とした話である。

原本構成員

市民後見人候補者が一定数いる中で、2段ロケット方式等による市民後見人の単独受任の実現は必要であると思っている。ただ、安定という判断基準について、安定したと思われるケースについても入院等で不安定になるものもあるので、中核機関でしっかりとしたフォロー体制を作っていただくことが大切で、その体制の中に三士会も混ぜていただくことで、専門職と一緒に単独受任した市民後見人をバックアップしていけたらと思っている。

松本構成員

市民後見人候補者が多くいるから市民後見人を多く選任させるという考えではなく、市民後見人の受任がふさわしい案件に市民後見人を選任するという考えを持ってもらいたい。

資料4-2の5頁について質問する。広島家庭裁判所から専門職団体に対して市民後見人との複数後見の打診をすることになっているが、専門職が持っている後見事件に広島家庭裁判所が市民後見人の追加選任を打診するということが既に市と広島家庭裁判所との間で認識を統一しているのか。また、広島市の市民後見人は報酬付与の請求が可能ということで市民後見人候補者に対して研修を行っているのか。

事務局

広島家庭裁判所との協議の際、広島家庭裁判所の方から、専門職団体からよりも広島家庭裁判所から打診の方が現実的ではないかというお話があったためこのようなスキームを考え、案として提示させていただいている。こちらとしては、現時点では専門職団体と広島家庭裁判所の双方からの打診があり得ると考えているが、専門職団体の御意見等についても今後協議の中でお聞かせいただきながら、スキームの内容について詰めていけたらと思っている。補足があれば広島家庭裁判所からも発言をお願いしたい。報酬付与申立てについては、申立てを妨げないという方針で行っている。

広島家庭裁判所

広島市と協議した際に、専門職後見人から市民後見人の追加選任の話が出てこない可能性があり、むしろ広島家庭裁判所の方からアクションを起こす場合もあり得るのではないかという主旨の話をした。専門職団体というよりも専門職後見人に対しての打診が考えられるが、このあたりは今後調整していきたい。

村木構成員

市民後見人と関わらせていただいている者の立場でお話させていただく。令和3年1月に選任され、市社協との複数後見で活動している市民後見人は施設利用料の支払や本人の様子伺いを主な業務として行っている。月に一度後見業務を行う前にセンターに来ていただいて面談を行っているが、個人的には、今すぐ市社協が辞任してこの方に単独で受任していただくことに対しては不安なところの方が多い。市民後見人も単独受任に対して不安な気持ちを持っている特に緊急時の対応についてどこまでお願いできるかという点について不安である。複数後見のうち緊急で対応する際は基本的に市社協の職員が動くことになるが、単独受任となった際に市社協がフォローという形で関わる中でどこまで動けるのかとなると、おそらく緊急時の実際の対応はできないだろう。もしこういった活動を行うようにするのであれば、葬儀業者との調整作業など実際の具体的な対応のイメージができていないはずであるから、選任実績を積むことでイメージとリアルを合致させるという作業が必要だと思う。また、養成研修の中でもそういった内容を入れていこうと考えている。

最後に、市民後見人候補者との関わりについてであるが、現在は年4回のフォローアップ研修の時のみであり、それ以外の機会に関わることはなかったが、今年度は制度広報に係る講演会のお手伝いをしてもらおうといった形で関わりを増やしている。今回、市から単独受任に向けての取組という話が出たが、1～2年後に単独受任が実現するとは思っていない。専門職が持っている安定したケースについて、専門職との複数後見を踏まえた上での2段ロケット方式による単独受任の実現は可能性としてあるかもしれないが、必ずしもすぐに市民後見人が単独で受任できるとは言えず、それぞれのケースの業務内容や本人の体調など様々な要素について検討する必要があると思う。市社協としては、恐れながら慎重にやっていきたいと考えている。

なお、先ほどから話に上がっている単独受任に移行する際の安定の基準については、今は具体的な基準を決めることはできないと考えている。

坂原構成員

専門職の立場から言わせてもらうと、センターで行っている相談業務の中で市民後見人のフォローを行っていただきたい。センターの人数が足りなくてそういった体制が組めないのであれば、各士会と締結しているアドバイザー契約に基づいて専門職を活用していただきたい。市民後見人が月に一度でも、センターや専門職による支援が受けられるような支援体制を作ることができ

れば単独受任の実現も近づくのではないか。

神野構成員

三士会からも前向きな意見が出たように思う。慎重に進めていかなければならないところはあるかもしれないが、示された方針で進めていくことに異論はないか。

広島家庭裁判所

広島家庭裁判所としては、専門職後見人と市民後見人の複数選任を進めていき、将来的には単独受任を目指した態勢整備をしていきたい。そのためには広島市、市社協、三士会とも協議を進めていかなければならないと考えている。本日示された方針に異論がなければ、専門職後見人と市民後見人の複数選任について検討を進めていきたいと思っている。

【報告(1)】 広島市成年後見利用促進センターの運営状況について

【報告(2)】 市民後見人養成事業の実施状況について

資料5-1、資料5-2及び資料6を用いて事務局から説明

坂原構成員

センターが行ったケース検討会議等へのアドバイザー派遣の実績を教えていただきたい。

事務局

実績は0件である。理由については、広報が足りていないことや成年後見制度に関する事案に限定したものということで使い勝手が悪いことなどが挙げられると思う。次年度に向けて改善していきたいと思う。

坂原構成員

広報不足であることから、地域包括支援センター等から声が出ないということか。

事務局

地域包括支援センター等が開催する会議への派遣を想定しているが、実際には活用が難しいとされているようである。ただ、派遣実績がない中でも、地域包括支援センターから個別の相談等は数件あり、そういった意味で需要が全くないわけではないと考えている。その中でアドバイザーの派遣につながらない理由について、三好構成員から何か御意見等あれば教えていただきたい。

三好構成員

実績がない理由について、制度の周知ということで私たちの認識が浅いということもあるが、司法書士会は地域包括支援センターに担当を配置してくださっており、気楽に電話で相談ができていることや、法テラスによる弁護士派遣制度の利用が先行していることなどが挙げられるのではないか。

伊藤構成員

9月に市民後見人の追加選任申立てをしたということであるが、具体的にどういった業務を市民後見人に任せていくつもりなのか。

事務局

身上保護を中心とする財産管理をお願いします。具体的には施設とのやり取りや利用料の支払等であるが、初期段階で不安等があれば市社協の職員が適宜支援していきたいと考えている。

【報告(3)】区役所窓口におけるワンストップサービスの導入検討について
資料7を用いて事務局から説明。

松本構成員

後見人の住所が例えば中区であっても被後見人の住所は安佐北区や佐伯区など点在していることから、どこの区の窓口であっても対応できるような仕組みにしていきたい。また、住民票の住所変更届を提出するためにわざわざ安佐北区役所まで行ったことがある。このためだけにわざわざ区役所まで行くのは後見人として負担が大きいため、こういったことも将来的に改善していただければと思う。

事務局

検討させていただく。